

令和 6 年 6 月 25 日現在

機関番号：32621

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01308

研究課題名（和文）刑事手続における司法面接の有効かつ適正な利用を目的とした制度の構想

研究課題名（英文）Potentiality for functional and law conformed proceedings of forensic interview in the criminal justice system of Japan

研究代表者

岩下 雅充（Iwashita, Tomomitsu）

上智大学・法学研究科・教授

研究者番号：00396615

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：子どもの負担に配慮したうえで精度の高い供述を得て刑事手続上の資料とするための制度について、反対尋問権などと直接主義との相克の調整に苦心したうえで制度化した欧州各国（主としてドイツおよびイギリス）に目を向けて、供述の証拠能力の問題に還元するだけのものとは異なる制度のモデルを立体的に把握したのと同時に、そのモデルに対する分析・考察から、事情聴取の方式と刑事訴訟における供述の使用との相互作用に即して統合化された規制の構築につながる有意義な知見を得て、そのようなシステムを日本に導入するという場合の実現性の素描と課題を提示するための示唆の発見につなげた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

子どもの負担に配慮したうえで精度の高い供述を得て刑事手続上の資料とするための制度の導入・発展について、刑事手続における真相の解明や子どもの福祉といった利益のそれぞれの位置づけと、被疑者・被告人の地位・権利を実効的かつ安定的に保障するための制度上・運用上の課題の一端が明らかになったのと同時に、子ども以外の“供述弱者”に対する事情聴取にも妥当しうる手続上の問題についても有益と思われる種々の知見が得られた。

研究成果の概要（英文）：This research project produces many findings concerning to potentiality for functional and law conformed proceedings of forensic interview in the criminal justice system of Japan: analyses relating to conflicts between the necessity for protection of child's interests and welfare, the rules of evidence in criminal procedure and the guarantee of the rights of accused, with regard to forensic interviewing and criminal court process in German and English law, and prospect of the application of legal models for reconciling the conflicts to the criminal justice system of Japan.

研究分野：刑事法

キーワード：司法面接 児童虐待 証人保護 被害者保護 協同面接 代表者面接

## 1. 研究開始当初の背景

司法面接とは、技術・手法の側面において、「法的な判断のために使用……できる精度の高い情報を、被面接者の心理的負担に配慮しつつ得るための面接法」などと定義される（仲真紀子『子どもへの司法面接』（有斐閣・2016年））。近時の日本では、児童相談所を中心として、児童虐待の被害者と目される子どもから事情を聴取するために、いわゆる司法面接やこれに類する手法（以下において「司法面接等」という）が実施されるようになった。とくに、児童虐待を刑事事件として認知・検挙する件数が増加したのにもなって、検察機関や警察機関が犯罪捜査や刑事公判における司法面接等の利用に強い関心を寄せるようになった。司法面接は、専門のスタッフが特別な環境を設定したうえで所定の方法・手順と最小限の質問によって事情聴取することから、欧米各国や日本では有用な手段と位置づけられていて、司法面接等を刑事手続に利用することの動機もここにあった。

もっとも、刑事訴訟法は、制度としての司法面接等もこの手続を予定した条文も定めていなかった。検察庁による取組みも当時においては試行の段階にあった。他方で、児童虐待というテーマに対する刑事法学の取組みを見わたせば、手続法の領域では、生起する問題を具体的に指摘して考察した研究が非常に少なかった。検察・警察の側から実務上の問題を指摘する若干の論考が目立つくらいであった。

以上の状況を総覧したことの結果として、①「被面接者の心理的負担に配慮」して「精度の高い情報を……得る」という意味で、刑事事件を担当する検察・警察の観点に立てば司法面接等が有用であることも把握できた。他方で、②被疑者・被告人のいない場所での供述を撮影・記録して刑事責任の追及に用いることは、反対質問の権利や証拠の証明力を争う権利などの保障の要請に抵触しかねないのと同時に、③裁判所は、自身で子どもの証言にじかに接するときこそ事実関係がもっとも正確に把握できるという直接主義のポリシーを根強く有していて、とりわけ非法律職による事情聴取の正確さについて疑念を投げかけるものと予想される。②および③の観点は、①の観点と相克の関係にある。なぜならば、②および③の観点が法廷での尋問を要求するのに対して、元来の司法面接は、加害者の側が事情聴取に同席することも、裁判所・捜査機関と児童福祉機関が別々に子どもに接して事情聴取を繰り返すことも、いずれも①の観点から受け容れないからである。

以上の問題状況をもとに、①にいう有用性を損なわずに、かつ、司法面接の実施が②の要請や③の観点と衝突しないような、理想の状況を実現できるのか否かということについて、深く問うべきものと考えられた。もっとも、理想の状況は容易に見いだしがたい。司法面接そのものの実施に前向きであった日弁連が刑事手続における供述の使用に慎重な態度を示していたことや、司法面接等を利用するための環境が限られてしまうという指摘も検察の側からあったことは、そのような理想の実現の困難さを示唆していた。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、＜①司法面接の有用性＞が＜②反対尋問権をはじめとする被告人の防御権の保障＞や＜③直接主義に由来する制約＞と調和するという理想の状況のもとで、安定して司法面接が利用できるように、刑事手続法において制度を構想するものである。本研究は、現行法において①と②・③との摩擦が生じない範囲で司法面接に取り組む余地——すなわち、＜利用の消極的な許容性＞——を解明するだけのものとせず、最終の到達点として、司法面接の有効な利用と適正な利用のそれぞれに役立つような法の規制をシステムとしてまとめ上げること——すなわち、＜積極的なシステム化＞——に向けた知見を得るためにおこなわれた。

ここにいう司法面接の＜利用の消極的な許容性＞は、事情聴取を録音・録画した記録物が刑事責任の追及に用いられる余地という論点に具体化されて、以前の学説で議論されていた。しかしながら、議論の関心は、子どもの供述がどのような場合に有罪の証拠となりえるのか——要するに、伝聞証拠の証拠能力——という局面に限定されていた。また、司法面接等の現状を前提として議論するのに留まっていた。対して、本研究の目的は、現状における供述の証拠能力を論じる

のに留まらずに、高いレベルで①と②・③を調和させるために、供述を有効・適正に使用できるような事情聴取のあり方も考究して、事情聴取に対する規制と供述の使用に対する規制の統合を目指した。

### 3. 研究の方法

司法官も事情聴取に関与するというモデルであれ、裁判所から提示された条件のもとで捜査機関または捜査機関の委託を受けた専門家が事情聴取するというモデルであれ、①と②・③との相克は共通して問題となるのであって、諸外国にも共通する構造的な問題である。それゆえ、問題の解決に向けた工夫やその難点を諸外国の制度ごとに把握して得られた視点から、各種のモデルを日本の法体系に導入するときの実現性を具体化するのと同時に、導入にともなう課題も浮き彫りにできれば、目的の達成に必要な・有益な示唆が手に入るものと考えられる。他方で、以上のアプローチにおいては、法体系・法原理や社会状況の差違に十分に留意するという姿勢も不可欠であって、司法面接を有効・適正に利用するための<積極的なシステム化>は一足飛びに達成できないことから、本研究は、以下の研究に取り組んで漸次に知見を得るものとした。

すなわち、第1に、欧州各国（主としてドイツおよびイギリス）における司法面接等の制度の内容・状況を精査して、モデルの基本構造を把握したうえで、制度上の工夫・難点の多様性も明らかにするというところをこころみだ。第2に、それぞれのモデルを日本の法体系に導入するときの課題について深く理解するために、第1の結果をもとに、課題の意義を多角的・具体的に分析・考察することに取り組んだ。第3に、第2の結果をもとに、司法面接の有効な利用と適正な利用を積極的に両立させることがシステムの単位でどのように実現できるのかという点について検討するものとした。

### 4. 研究成果

制度の発展状況と研究の先駆性について自身の先行研究から得ていた認識をもとに、調査の中核を主としてドイツとイギリスに定めて、それぞれの制度の特徴や他国との相違点・共通点がある程度まで洗い出したのと同時に、立法事実や運用の状況において注目すべき点を明らかにした。とくに日本に導入するのにともなう課題の内容・意義を有効かつ多角的に分析・考察するために必要な視座が一定の範囲で獲得された。

すなわち、1980年代から2000年代に法の改正を繰り返したドイツの制度について、改正の背景と改正に対しての評価に立ち入って、多角的に分析・考察するための視座の獲得がなされた。供述の獲得に際する被害者の保護の必要性をドイツの立法・学説がどのようにとらえてきたのかについて検討・考察したのと同時に、ドイツの証人保護の制度において多種多様な措置の様相が認められたことから、判例による法の発展も含めた分析・考察をおこなって、措置の種類に応じた利益状況の内容や利益衡量の枠組みなどを明らかにした（個々の制度上の工夫なども発見できた）。たんに供述の獲得から公判手続における供述の使用までのプロセスだけを制度化したのでない（すなわち、多層化・複合化した保護の方策を予定して活用しようとする）という特徴が把握された。また、比較法研究の資料をもとに、イギリスにおける事情聴取の方式と供述の使用を同時に制度化するときの主要な課題について調査を及ぼした。とくに、制度において①と②・③との相克の解決をねらった構造・規制の意義について、当地の学説による分析に接した。加えて、比較・参照の資料になるものとして、オーストリアの制度と韓国の制度に関してなされた日本の研究を紹介・分析して、それぞれの制度・運用についてのおおまかな知見を得た。さらに、おもにドイツの制度・運用についての研究から、被害者保護の一環としての供述者の保護という目的と真実の発見に向けた供述の獲得という目的のそれぞれの意義は社会状況に応じて複雑に変遷することが浮き彫りになったのと同時に、対立・衝突する利益の位置づけを左右する要因となりえるものが把握できた。

以上の研究から、子どもの負担に配慮したうえで精度の高い供述を得て刑事手続上の資料とするための制度の導入・発展について、㉞刑事手続における真相の解明や子どもの福祉といった利益のそれぞれの位置づけと、㉟被疑者・被告人の地位・権利を実効的かつ安定的に保障するための制度上・運用上の課題の一端が明らかになったのと同時に、㊱子ども以外の“供述弱者”に対する事情聴取にも妥当しうる手続上の問題についても有益と思われる種々の知見が得られた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 岩下雅充	4. 巻 10
2. 論文標題 刑事法分野の研究の動向・判例の動向	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 虐待の援助法に関する文献研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩下雅充	4. 巻 483号
2. 論文標題 裁判の効力	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 35-40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩下雅充	4. 巻 27号
2. 論文標題 「とくに傷つきやすい(besonders sensibel/verletzlich)証人」の保護について(2)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 筑波ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 1-33頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 岩下雅充	4. 巻 9巻
2. 論文標題 刑事法分野の研究の動向・判例の動向	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 虐待の援助法に関する文献研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩下雅充	4. 巻 59号
2. 論文標題 判批	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 110-118頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩下雅充	4. 巻 25号
2. 論文標題 「とくに傷つきやすい(besonders sensibel/verletzlich)証人」の保護について(1)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 筑波ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 1-21頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岩下雅充	4. 巻 24号
2. 論文標題 刑事手続における被害者・子どもなどの負担と刑事手続法による保護についての一考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 筑波ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 1-28頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

#### 6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

#### 7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------